

福岡

裁判員制度を廃止へ！

候補者を先頭に選任手続きに抗議

市民のための刑事弁護を共に追求する会 ■ 和田 智子

3月2日、「市民のための刑事弁護を共に追求する会」は、同月7日から18

日の裁判員裁判にむけた裁判員選任手続きのための福岡地裁からの出頭命令



福岡地裁前で抗議行動

を拒否して闘う吉田さんとともに、福岡地裁に対して、選任手続きに抗議行動を行いました。

午後1時半からの選任手続きに対し、12時から吉田さんを先頭に総勢15人で福岡地裁前で抗議のピラまき・署名活動。あっという間に

ピラは500枚撒ききり、署名も次々と積極的な反応。

午後1時過ぎ、いよいよ選任手続きの時間がせまり、裁判員拒否のゼッケンをつけた吉田さんを先頭に裁判所構内へ。吉田さんは執拗な裁判所の妨害をはねのけ、ゼッケンをつけたまま他の候補者のいる説明会場に入り、裁判員拒否の意思表示を行いました。さらに裁判官の前で、自分の拒否声明文を読み上げるという快挙！そして同席した候補者の何人かは拒否声明を書いたピラがほしいと吉田さんに言ってきたとのことです。吉田さんは、その後弁護士や仲間とともに裁判所内の司法記者クラブで記者会見。ゼッケンは、なんと裁判所を退出するまでつけたままでした。

全行動を終えて街頭宣伝の場所に戻った参加者たちは、みな顔をあわせて大勝利！と口元をほころばせて確認しあいました。「裁判員制度の廃止の日！ 5・20全国集会」へ。

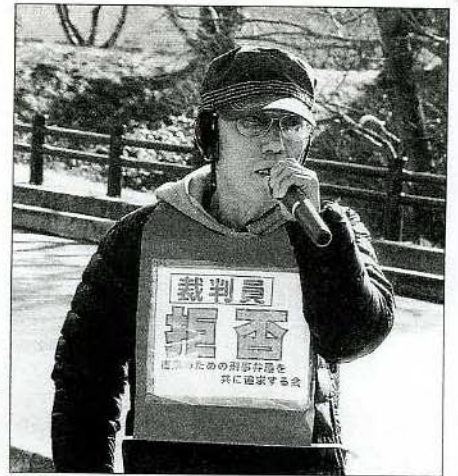
吉田さんが裁判員制度の廃止を求める理由

☆1) 裁判員候補者通知は「現代の赤紙」……強制される死刑判決徴兵制が「国民皆兵」を前提にしているように、裁判員制度も「国民皆裁判員」を前提にしており、兵役も裁判員も「国民の義務」とされているからです。「国民の義務」によって、国家による「合法的」殺人が行われます。一つは敵国の兵に対してであり、もう一つは、死刑＝「国内の敵」、つまり治安をみだす犯罪者に対してです。私は、どちらも拒否します。

☆2) 私たちの個人情報が高い……説明も調査も民間業者まかせ。最高裁判所から送られてきた裁判員候補者通知の書類の中に、「ご不明な点がありましたら、コールセンターにお問い合わせください」という一文がありました。このコールセンターは、最高裁判所の職員が対応するのではなく、「トランスコスモス」という民間業者が担当しているではありませんか。そもそも候補者を選んで記載通知を出す一連の作業も、「トッパン・フォームズ」という民間業者に丸投げしています。そこに同封の調査票を送り返せなどともありません。

☆3) 市民参加により侵害される被告人の権利……素人感覚やパフォーマンスは知らない。「市民の司法参加」があたかもいいことのように政府-裁判所が宣伝していますが、動員される市民の不安に対して、「法律のことは何も知らなくてもいいんです」「むしろ知らない方がいいのです。あなたの市民感覚で裁いてください」「負担がかからないように、短期間で済むように努力します」。一体誰のための裁判なのですか。自分の身を被告人に置き換えて考えたら、ぞっとします。素人に裁かれ、十分な審理時間も取らず、ちょっとでも「被害者にも問題があったのだ」などと非難す

る言葉を投げかけようものなら、それを法に照らし合わせて吟味するのではなく、「反省が足りない」という市民感覚でバツサリ。このどこに、99%有罪があらがじめ確定しているこれまでの刑事裁判に対する市民が望む改革があるのですか。しかも、「公判前整理手続き」という手法で裁判の始まる前にほとんど証人・証拠提出、審理方法などは決まってしまうと、法廷での審理は、料理で言えば、ただ盛り付けをどうするかだけです。こんな最後の仕上げに参加させられて、「市民参加の実現」などのパフォーマンスに協力することは絶対にできません。



出頭命令を拒否して闘う吉田さん

☆4) 大多数の国民は反対し続けている……治安強化と戦争への動員に反対。2年近くたった今も、8割に近い人たちが反対し、過料罰のおどしをもってしても候補者の7割以上が辞退しています。それでも裁判員制度を続ける政府のねらいは、司法の治安機構化、下からの治安国家体制作りです。司法参加によって国民の治安意識を高め、犯罪に対する権力的抑止の必要性を広く認識させるためです。そして下からの国民を巻き込んだ治安国家体制を築くことです。こんな戦争国家づくりの一環としての裁判員制度に反対です。絶対に廃止に追い込むため闘います。(Y)

裁判員制度をなくそう！

あなたの裁判員拒否から一歩が始まる

■ 編集部

裁判員裁判が行われた2月23日、「裁判員制度に反対する会北九州」は福岡地裁小倉支部の正門前で、午前9時からチラシの配付とマイクで街頭宣伝を行った。チラシの内容は以下の通り。

行き詰まる裁判員裁判

裁判員裁判に該当する事件は毎年2000件程ですが、これまで判決を出せたのはわずか43%で、1000件以上を処理できず残してきました。迅速を目標に始められた制度ですが、実際には公判前整理手続きなどに時間がかかり、このままでは未処理の事件が毎年たまり、裁判所は頭を抱えているのが実情です。

増え続ける裁判員拒否

鹿児島県の「老夫婦殺害事件」では、候補者名簿記載通知を、450人に発送しましたが、実際に応募したのは29人という例が示しているように、全国で裁判員拒否が続出して、平均的には、応募者は30%以下であり、もはや裁判所もその実数を公表しなくなりました。「拒否すれば10万円以下の罰金」も拒否の余りの多さに実際には課すことさえできずにいます。

実際の呼び出し業務は民間業者へ丸投げ、プライバシー無視

裁判員法では、候補者への通知事務は地裁がすることになっていますが、実際は最高裁が委託を受けた形で、民間業者のトッパン・フォームズに丸投げして行っています。昨年12月に今年の候補者31万人に発送しましたが、これに対する疑問・不満をコールセンターで受け付けることになっていますが、対応するのは裁判所職員ではなく、マニュアルを見ながら答える民間会社トランス・コスモスのオペレーターです。この二つの会社は裁判員裁判に関わっていることを公表していませんが、最高裁は競争入札させずに特定の業者に実際の呼び出し業務を丸投げしているのです。私たちのプライベート情報を公務員でない者に流出させているのです。

日本の裁判の根本問題を覆い隠すショーとしての裁判員裁判

百億円近くの宣伝費をかけてマスコミを総動員して、「国民参加」「司法の民主化」などと裁判員裁判を宣伝しています。裁判員法にも、「裁判の信頼の向上に資する」と述べています。しかし、果たしてそうでしょうか。日本の裁判の根本問題は明治以来の「お上が裁く」ものとして、裁判所と検察が一体化して、人権より「国権」を重視して、国民を取り締まるという姿勢にあります。最近の厚生労働省事務次官の冤罪事件に見るように証拠を捏造してまで検察の意図に沿って有罪にしようとするやり方は決してまねなことではありません

ん。有名な冤罪事件である1949年の列車転覆を図ったとする「松川事件」など、被告の無罪を立証する証拠を検察が隠して死刑判決を求める等、検察の証拠の捏造・隠ぺいの例はあまた立証されています。裁判所は人事交流などを通じて、検察と一体化して、これらの検察のやり方を認めてきた歴史があります。このような日本の裁判制度の構造的欠陥をそのままにして、裁判員裁判を導入した真の意味は、国民に裁判官のまねごとをさせて、「この国を支えているのは自分だ」と治安意識を植え付け、「犯罪者」＝国民の敵という構図を作り上げて、被害者の怒りを犯人にのみ局限させて、犯罪を生み出した貧困や社会不安を隠ぺいし、批判が国に向かうことを防止することにあると言えるでしょう。

都合の悪い判決はすぐ控訴する検察

鹿児島県の「老夫婦殺害事件」は被告が否認する中で「死刑か無罪か」を争う裁判員裁判で初めてのケースでしたが、結果は無罪判決でした。マスコミなどは「裁判員裁判だからできた」などと持ち上げていますが、あまりに強引な検察の立証のやり方に加えて、異例の現場検証を実施するなど裁判長の慎重な訴訟指揮が無罪判決を導いた例だと思えます。それまで、「裁判員裁判の判決を尊重する」という最高裁の方針にも関わらず、検察はすぐに控訴を決めました。つまり、ショーとしての裁判員裁判が都合よく踊ってくれない時は、「すぐに本筋に戻すよ」と言うことです。

憲法違反の裁判員制度

日本の裁判を変えていくのは裁判員として裁判官のまねごとをすることではありません。よくある、「一日警察署長」や「一日税務署長」のたぐいはショーであって、中身を変えるためのものではないことは誰でも知っていることです。何の権限も義務もない一般市民に死刑を含む刑を決めることを強制する裁判員制度は、憲法で保障する思想と良心の自由を侵害するものであり、憲法が立脚する自由と民主主義の原理に反するものです。まやかしの司法の民主化である裁判員制度をつぶすことから、人権を重視する民主的裁判を作り上げる一歩が始まります。



福岡地裁小倉支部正門前